

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八潮市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県 八潮市長

公表日

令和5年9月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種法による予防接種の実施対象者把握 2. 予防接種法による予防接種の実施に関する事務 3. 予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 4. 予防接種法による実費の徴収に関する事務 5. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・ 接種記録の登録、管理、他の市区町村への接種記録の照会・提供の実施 ・ 接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康管理システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム 4. ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号)</p> <p>第9条第1項 別表第一の10の項 第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会) 第19条第6号(委託先への提供)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条第1～6号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種」が含まれる項(16の2の項、16の3の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長、都道府県知事等」のうち、第二欄(事務)に「予防接種」が含まれる項(16の2、17、18、19の各々)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(命令における提供の根拠) 第12の2、第12の2の2</p> <p>(命令における情報照会の根拠) 第12の2、第12の3、第13条、第13の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八潮市総務部総務課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八潮市健康福祉部健康増進課 〒340-0815 埼玉県八潮市八潮八丁目10番地1 ☎048-995-3381

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	公表日	平成27年2月10日	平成28年3月25日 時点	事後	
平成28年3月25日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	(新規記載)	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報照会の根拠) 第13条	事後	
平成28年3月25日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年2月17日 時点	事後	
平成28年3月25日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年2月17日 時点	事後	
平成29年7月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年2月17日 時点	平成29年5月15日 時点	事後	
平成29年7月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年2月17日 時点	平成29年5月15日 時点	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に則り予防接種情報の管理、 統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 【内容】 1.予防接種法による予防接種の実施対象者把握	予防接種法の規定に則り予防接種情報の管理、 統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 【内容】 1.予防接種法による予防接種の実施対象者把握 2.予防接種法による予防接種の実施に関する 事務 3.予防接種法による健康被害救済の給付の支給 に関する事務 4.予防接種法による実費の徴収に関する事務	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第10条並びに 予防接種法第5条	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条第1～6号	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 第9号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県 知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「予 防接種」が含まれる項 該当なし (別表第二における情報提供の根拠) 第一欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県 知事等」のうち、第二欄(事務)に「予防接種」が 含まれる項(17、18、19の項)	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県 知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「予 防接種」が含まれる項(16の2の項) (別表第二における情報提供の根拠) 第一欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県 知事等」のうち、第二欄(事務)に「予防接種」が 含まれる項(16の2、17、18、19の各項) 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における提供の根拠) 第12の2 (命令における情報照会の根拠) 第12の2、第12の3、第13条、第13の2	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	八潮市まちづくり企画部総務人事課 〒340- 8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎ 048-996-2111	八潮市総務部総務人事課 〒340-8588 埼玉 県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996- 2111	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	八潮市まちづくり企画部企画経営課 〒340- 8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎ 048-996-2111	八潮市企画財政部企画経営課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048- 996-2111		
平成30年7月1日	5.評価実施期間における担当 部署	健康スポーツ部健康増進課	健康福祉部健康増進課	事後	
平成30年7月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月15日 時点	平成30年5月16日 時点	事後	
平成30年7月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年5月15日 時点	平成30年5月16日 時点	事後	
令和2年7月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	八潮市企画財政部企画経営課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048- 996-2111	八潮市健康福祉部健康増進課 〒340-0815 埼玉県八潮市八潮八丁目10番地1 ☎048- 995-3381	事後	
令和2年7月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月16日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月16日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和3年2月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事前	
令和4年2月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に則り予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 【内容】 1.予防接種法による予防接種の実施対象者把握 2.予防接種法による予防接種の実施に関する事務 3.予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 4.予防接種法による実費の徴収に関する事務	【内容】 1.予防接種法による予防接種の実施対象者把握 2.予防接種法による予防接種の実施に関する事務 3.予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 4.予防接種法による実費の徴収に関する事務 5.新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・接種記録の登録、管理、他の市区町村への接種記録の照会・提供の実施 ・接種者からの申請に基づく新型コロナウィお留守感染症予防接種証明書の交付	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定から事後による評価とする。
令和4年2月25日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条第1～6号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の10の項 第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会) 第19条第6号(委託先への提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10条第1～6号	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定から事後による評価とする。
令和4年2月25日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定から事後による評価とする。
令和4年2月25日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定から事後による評価とする。
令和4年2月25日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定から事後による評価とする。
令和4年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	令和4年6月15日 時点	事後	
令和4年6月30日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	令和4年6月15日 時点	事後	
令和4年6月30日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部健康増進課	健康福祉部健康増進課 健康福祉部新型コロナウイルス対策課	事後	
令和4年6月30日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長	健康増進課長 新型コロナウイルス対策課長	事後	
令和5年8月29日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部健康増進課 健康福祉部新型コロナウイルス対策課	健康福祉部健康増進課	事後	
令和5年8月29日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長 新型コロナウイルス対策課長	健康増進課長	事後	
令和5年8月29日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	八潮市総務部総務人事課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	八潮市総務部総務課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	事後	
令和5年8月29日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月15日 時点	令和5年7月21日 時点	事後	
令和5年8月29日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月15日 時点	令和5年7月21日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県 知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「予 防接種」が含まれる項(16の2の項) (別表第二における情報提供の根拠) 第一欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県 知事等」のうち、第二欄(事務)に「予防接種」が 含まれる項(16の2、17、18、19の各項) 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における提供の根拠) 第12の2 (命令における情報照会の根拠) 第12の2、第12の3、第13条、第13の2	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県 知事等」のうち、第四欄(特定個人情報)に「予 防接種」が含まれる項(16の2の項) (別表第二における情報提供の根拠) 第一欄(情報提供者)が「市町村長、都道府県 知事等」のうち、第二欄(事務)に「予防接種」が 含まれる項(16の2、17、18、19の各項) 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における提供の根拠) 第12の2 (命令における情報照会の根拠) 第12の2、第12の3、第13条、第13の2	事後	